

予 防



# 火 災 予 防

## 火 災 予 防 の 概 要

火災から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、消防機関のみならず市民や事業所などが一体となった地域ぐるみの防火安全対策を推進することが不可欠である。このことから、市民や事業所で組織している自主防火団体及び防火協力団体などと消防機関が連携を密にして、市民一人ひとりの火災予防に対する意識の高揚に向けて積極的に取り組んでいる。

### 1. 火災予防運動の推進

火災や火災による死傷者を未然に防止するためには、市民一人ひとりが日頃から防火に関心を持ち、家庭や事業所はもとより地域ぐるみで自主的な防火活動を実践することが大切である。このため、市民をはじめ地域の防火委員会、防火管理者協会、危険物安全協会及び石油燃焼器具整備業協議会などの防火協力団体と消防が一体となり「火災予防運動」を展開し、防火思想の普及高揚を推進している。

### 2. 広報・広聴活動

消防広報は、各種予防運動の周知、防火思想の普及高揚及び消防業務の実態などを市民に幅広く伝え、市民の理解と協力を得ながら消防行政を円滑に推進していくための重要な役割を果たしており、札幌市公式ホームページ、防火看板、防火ポスター及び「広報さっぽろ」などを活用した情報提供を行っている。また、市民の意見や要望を消防行政に反映させるため、各消防署や出張所に相談窓口を設けている。

### 3. 報道機関への情報提供

市民の防火意識を喚起するため、新聞、ラジオ及びテレビなどの報道機関に対して、火災予防をはじめ消防業務に関する情報提供を積極的に行っている。

### 4. 子どもに対する防火・防災教育

次の世代の主人公として社会の中心を担う子どもたちに対し、子どもの発育段階に合わせた防火・防災教育を継続的かつ効果的に行うことで、地域の防火・防災力向上を図ることを目的としている。これは、①自らの命に責任を持つ、②災害発生時に自ら主体的に考え、判断し、行動する、③危険の兆候を察知して「念のため」の行動ができる、④学んだことを家庭で話題にし、災害時における家族間の信頼関係を構築する能力を育むことである。主な事業は、幼稚園などを対象にした「幼年消防クラブ」、小学4年生を対象にした体験型の出前授業である「教えて！ファイヤーマン」、次世代の地域防火・防災をけん引する社会人の礎を築く「少年消防クラブ」、東日本大震災の「防災教育は人の命を救う」という教訓を踏まえた体験型の活動支援教育「ジュニア防火防災スクール」である。これらの事業を通じて、子どもに対する防火・防災教育を実践している。

### 5. 住宅防火対策

札幌市では、住宅火災における死者のうち、高齢者の占める割合が4割強となっている。このため、

福祉行政などとの連携協力により、高齢者に対する「火の用心」の声掛けなどの注意喚起を図るほか、高齢者宅の火災危険の早期発見を図るため、在宅福祉サービス事業所などへの情報提供や防火研修会を実施している。

さらに、民間企業等の協力を仰ぎ、防火ちらしの配布及びポスターの掲示などの防火啓発を実施している。

## **6. 放 火 防 止 対 策**

「放火」件数については、平成28年中は73件（前年比19件減少）と出火原因の3位であり、全火災の約14%を占めている。また、連続放火も1事案、4件発生していることから、地域や関係行政機関・関係団体などと連携した放火防止対策を実施している。

## 平成28年予防主要事業

月	事業名	実施期間	事業目標	事業推進に係る重点実施事項	立入検査対象物
1	文化財防火デー	1月26日	文化財に対する防火思想の普及促進	文化財（建造物）に対する査察実施及び防火意識の高揚	文化財（8か所）等
4	春の火災予防運動	4月20日～ 4月30日 (11日間)	火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐ。	地域の実情に応じ、各消防署が主体的に作成した計画に基づく火災予防広報を展開する。	
	ススキノ地区合同査察	4月28日	ススキノ地区の安全・安心の向上	1. 性風俗店の人命危険・火災危険の排除 2. 関係機関との合同による安全指導	ススキノ地区に所在する性風俗店
6	危険物安全週間	6月5日～ 6月11日 (7日間)	危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るとともに、市民に対してガソリン、灯油などの危険物に関する知識を普及し、安全で安心な市民生活の確保を図る。	1. 危険物施設における保安体制の整備促進 2. 危険物の保安に関する知識の普及啓発 3. 法令違反の是正促進	危険物製造所等
9	地下街合同防災査察	9月6日	地下街の防火安全体制の確立	ポールタウン、オーロラタウン及びアピアの3地下街に対する査察	地下街
10	移動タンク貯蔵所等指導強化期間	10月1日～ 10月31日 (31日間)	移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の保安体制の確立	1. 移送前点検の推進 2. 電気設備の機能に係る維持管理の徹底 3. 定期点検実施の推進 4. 危険物の運搬に係る法令知識の啓発	移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両
	秋の火災予防運動	10月15日～ 10月31日 (17日間)	暖房器具の使用等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐ。	地域の実情に応じ、各消防署が主体的に作成した計画に基づく火災予防広報を展開する。	

11	ススキノ地区夜間無通告一斉査察	11月30日	ススキノ地区の安全・安心の向上	1. 飲食店ビルの人命危険・火災危険の排除 2. 関係機関との合同による安全指導	ススキノ地区に所在する飲食店ビル
----	-----------------	--------	-----------------	---	------------------

予防広報・広聴状況（平成28年中）

1. 広報活動状況

（単位：回、人）

区分	総数		自衛消防訓練		自主防災訓練		出前講座		広報行事		消防関係	
	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	出向職員	参加団員
総数	2,309	182,779	1,981	137,059	167	10,144	21	938	140	34,638	9,671	485
地域住民	773	50,644	536	19,372	152	8,889	9	315	76	22,068	3,593	376
事業所	1,000	39,184	972	37,388	8	626	12	623	8	547	3,361	63
社会福祉施設	517	16,208	508	15,834	4	263	2	20	3	91	1,635	21
幼児	233	28,029	207	26,579	4	190	-	-	22	1,260	1,143	1
児童	98	9,072	77	7,847	-	-	-	-	21	1,225	507	4
生徒	93	37,226	84	36,725	1	55	-	-	8	446	503	28
大学生等	18	5,621	17	5,241	1	380	-	-	-	-	70	-
その他	94	13,003	88	3,907	1	4	-	-	5	9,092	494	13

2. 広聴事務（火災予防相談等）処理状況

（単位：件）

総数	要望	苦情	提言	問合せ	その他
16,805	2,546	82	59	13,986	132

幼年・少年消防クラブの結成状況（平成29年4月1日現在）

1. 幼年消防クラブ

行政区	クラブ数	指導者数（人）	クラブ員数（人）
<b>総数</b>	<b>46</b>	<b>197</b>	<b>4,367</b>
中 央	3	13	340
北 東	4	29	426
白 石	5	19	524
厚 別	4	15	554
豊 平	5	29	363
清 田	5	26	445
南 田	5	15	369
西 田	4	11	174
手 稲	5	14	409
手 稲	6	26	763

2. 少年消防クラブ

行政区	クラブ数	指導者数（人）	クラブ員数（人）
<b>総数</b>	<b>49</b>	<b>312</b>	<b>839 (363)</b>
中 央	5	32	97 (34)
北 東	5	34	66 (35)
白 石	5	15	58 (16)
厚 別	4	19	55 (27)
豊 平	5	27	84 (43)
清 田	4	24	74 (29)
南 田	5	42	86 (38)
西 田	5	39	86 (41)
手 稲	5	34	119 (54)
手 稲	6	46	114 (46)

（注）（ ）は女子の数で内数である。

幼年・少年消防クラブの活動状況（平成28年中）

1. 幼年消防クラブ

（単位：回、人）

行事名	活動内容	実施回数	参加延人員
<b>総数</b>		<b>217</b>	<b>29,791</b>
防火の呼びかけ	防火みこし、防火パレード	2	252
避難訓練等	避難訓練、放水体験、車両展示	111	17,548
防火もちつき等	防火もちつき、防火豆まき	15	1,509
クラブ結成式等	新入クラブ式・卒業クラブ式	29	2,974
防火のお話	防火映画等	26	4,294
防火のつどい	お年寄りとのふれあい会等	6	434
その他	消防署訪問等	28	2,780

## 2. 少年消防クラブ

(単位：回、人)

行 事 名	活 動 内 容	実施回数	参加延人員
<b>総 数</b>		<b>493</b>	<b>8,727</b>
防 火 パ ト ロ ー ル	町内防火夜回り等	16	320
防 火 の 呼 び か け	防火パレード、防火ちらし配布	31	659
防 火 ク リ ー ン 運 動	消火栓清掃、吸い殻入れの清掃	5	69
防 火 の つ ど い	防火のつどい	6	147
各 種 訓 練	規律、ロープ結索訓練等	149	2,074
防 火 研 修 会	消防庁舎見学、煙体験、放水体験、救急講習等	68	1,538
防 火 啓 も う 品 作 成	防火年賀状、防火クリスマスカード等の作成配布	5	108
防 火 も ち つ き	お年寄りへもちの配布	6	419
防 火 看 板 の 作 成	防火看板等作製	7	91
ク ラ ブ 結 成 式 等	新入クラブ式・卒業クラブ式	45	1,186
親 睦 会	キャンプ、炊事遠足等	8	118
会 議	クラブ活動方針等	41	428
老 人 ホ ー ム 等 慰 問	お年寄りとのふれあい会等	9	178
そ の 他	出初式、感想発表大会、予防部主催イベント等	97	1,392



## 査察・指導の概要

本市における防火対象物は、高層・大規模化が進み、その管理形態や使用形態も複雑多様化している。また、都市機能の24時間化や、市民のライフスタイルの多様化、社会環境の変化など火災の潜在的危険性は高まっており、これら防火対象物における火災危険の排除の徹底と事業者の自主的な防火管理を推進するため、査察・指導業務を重点的かつ効果的に展開し、市民の暮らしの安全と安心の確保に取り組んでいる。

### 1. 査察等の執行体制

市民や札幌市を訪れる観光客等の安全を確保するため、「札幌市消防局査察等に関する規程」等に基づき、予防部査察規制課及び各消防署職員により、消防法令違反がある対象物には重点的・継続的な査察を実施しており、また違反のないものに対しても建物の安全性の維持に向け、違反を予防するための定期的な査察や巡回確認による把握に取り組んでいる。

### 2. 違反是正の推進

防火対象物の法令違反は、利用する市民に深刻な被害を及ぼす危険性があることから、重大な法令違反に対しては是正命令等の消防法上の権限を適正に行使し、市内の法令違反対象物の減少に取り組んでいる。

平成28年度は、消防法に基づく是正命令を10件発令した。

### 3. 民間企業と連携した法令遵守の取組について

消防用設備等の点検率を向上させ、市民の安全を高めるため、不動産関連団体2団体と「点検報告の情報提供にかかる協定」を締結している。

この協定に基づき、市内のマンション、アパート等の消防用設備等の点検報告に関する情報について、不動産会社と連携して建物所有者や借主、買主に対して広く周知を行い、法令遵守を推進している。

### 4. 違反公表制度

建物利用者の防火安全に対する意識を高め、火災被害の軽減を図るため、平成27年4月1日から、市内のホテル、物品販売店や病院など不特定多数の人が利用する建物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備のいずれかが消防法令において設置義務があるにもかかわらず未設置の対象物について、札幌市公式ホームページに公表する制度を開始し、平成28年度は28件を公表した。

### 5. 防火対象物定期点検報告制度

防火管理の徹底を図ることを目的に、一定の規模、用途の防火対象物の管理権原者に対して、専門的な知識を有する者（防火対象物点検資格者）に防火管理の状況及び消防用設備等の設置・維持管理等に係る消防法の規制事項について、1年に1回点検を行わせ、その結果を報告させることが義務付けられている。全ての点検基準に適合している防火対象物については「防火基準点検済証」を表示することができ、また、一定要件を満たす防火対象物に対しては防火対象物定期点検報告を3年間に限り免除する特例認定の制度があり、認定を受けた防火対象物については「防火優良認定証」を表示することができる。

## 6. 防災管理点検報告制度

大規模地震等の災害による被害を軽減するために11階以上かつ延べ面積が1万平方メートル以上等、特に大規模な防火対象物の管理権原者に対して、専門的な知識を有する者（防災管理点検資格者）に防災管理の状況等について、1年に1回点検させ、その結果を報告させることが義務付けられている。全ての点検基準に適合している防火対象物については「防災基準点検済証」を表示することができる。また、一定要件を満たす防火対象物に対しては防災管理点検報告を3年間に限り免除する特例認定の制度があり、認定を受けた防火対象物は「防災優良認定証」を表示することができる。

## 7. 防火管理体制の検証制度

過去、多数の死傷者を生じた火災事例を契機として、平成元年4月から旅館・ホテル、平成5年1月からは病院・社会福祉施設において、夜間の当直勤務者等最少の勤務人員で、火災が発生した場合に必要な消火・通報・避難誘導等が適切に行えるかどうかを検証する制度を導入し、適切な夜間の防火管理体制の実施に向け指導を行っている。

なお、平成7年4月からは、物品販売店舗についても検証の制度化を図り、防火管理体制の指導強化に努めている。

## 8. 札幌市防火優良対象物表示公表制度

平成18年から実施していた「札幌市防火優良対象物公表制度」に代わり、平成26年4月1日から新たな制度である「札幌市防火優良対象物表示公表制度」を開始した。

この制度は、申請のあったホテルや旅館等の宿泊施設について、消防機関が消防法令、建築基準法令等の適合状況を審査し、一定の基準に適合した宿泊施設に対して表示マークを交付するとともに、表示マークを交付した宿泊施設の情報を札幌市公式ホームページにおいて公表するものである。

## 9. 札幌市消防局法令適合情報提供サービス

平成28年7月1日から新たな制度である「札幌市消防局法令適合情報提供サービス（愛称：消防“ホッと”インフォメーション）」を開始した。

この制度は、社会福祉施設等及び宿泊施設において、消防職員の査察の結果、消防法令に適合している消防法令上優良な施設をホームページに公表し情報提供するものであり、平成29年3月31日現在、社会福祉施設等1,017件、宿泊施設217件を公表した。

## 10. 自衛消防業務講習

一定規模以上の百貨店、旅館、ホテル、事務所などの防火対象物に対しては、一定の基準を満たす自衛消防組織の設置が義務付けられている。この自衛消防組織の統括管理者を育成するため、平成21年度から「自衛消防業務新規講習」を開始した。また、平成26年度から自衛消防業務講習修了者を対象とした「自衛消防業務再講習」を開始した。

平成28年度における実施回数及び修了証の交付者は新規講習が13回255人、再講習が12回125人となっている。

## 11. 防火対象物の使用開始等検査

消防法又は札幌市火災予防条例の規定により、百貨店、旅館、ホテル及び複合用途ビルなどの一定規模以上の防火対象物に、火災の早期発見、初期消火、早期通報及び避難のため、消防用設備等を設置したときは、所轄消防署長に届け出て検査を受けなければならない。なお、平成28年度中の届出により検査を実施したものは3,785件である。

## 12. 消防用設備等の点検及び報告

防火対象物に設置された消防用設備等は、万一の場合、適切に機能するよう維持管理されなければならない。そのため、関係者はそれらの設備等を定期的に点検し、その結果を消防機関に報告する義務がある。なお、平成28年度中に点検報告がなされた防火対象物件数は52,711件である。

指定対象物状況 (平成29年4月1日現在)

(単位：件)

業 態	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
<b>総 数</b>	<b>72,086</b>	<b>10,900</b>	<b>9,084</b>	<b>12,025</b>	<b>10,718</b>	<b>3,152</b>	<b>8,766</b>	<b>2,311</b>	<b>3,816</b>	<b>7,767</b>	<b>3,547</b>
指 定 対 象 物 計	17,957	4,031	1,994	2,231	1,874	1,242	1,891	756	1,311	1,748	879
イ 劇 場 ・ 映 画 館	21	5	1	4	1	1	4	-	4	1	-
ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	549	32	79	72	51	46	55	50	72	45	47
イ キャバレー・ナイトクラブ	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 遊 技 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル	111	16	16	17	13	7	9	8	8	11	6
ハ 性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 を 営 む 店 舗	3	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
ニ カラオケボックスその他遊興のため個室を提供する店舗	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ 待 合 ・ 料 理 店	22	5	1	2	2	3	2	3	-	1	3
ロ 飲 食 店	4	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-
イ 旅 館 ・ ホ テ ル	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	850	234	108	98	85	44	64	60	43	69	45
イ 病 院 ・ 診 療 所	215	93	26	28	10	8	15	6	11	10	8
ロ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ①	969	141	115	163	99	67	92	79	47	83	83
ハ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ②	698	103	96	114	73	29	75	32	36	92	48
ニ 幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	223	94	15	5	8	4	10	5	63	10	9
イ 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場	47	12	6	2	1	-	3	3	16	3	1
ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場	5,323	1,160	452	613	547	531	748	120	380	558	214
イ 工 場 ・ 作 業 場	37,954	4,311	5,070	6,881	6,164	1,386	5,417	1,003	1,731	4,177	1,814
ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	343	51	43	50	31	23	31	21	25	38	30
イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	384	39	70	45	30	26	42	29	24	45	34
ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	493	43	64	66	50	34	55	43	63	43	32
イ 倉 庫	44	2	7	15	1	2	-	1	7	5	4
ロ 倉 庫	587	44	91	89	73	36	54	30	39	86	45
イ 倉 庫	557	44	86	67	57	29	56	40	49	81	48
ロ 倉 庫	132	14	22	11	8	12	16	10	12	13	14
イ 倉 庫	4	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-
ロ 倉 庫	666	90	145	81	41	35	82	40	63	48	41
イ 倉 庫	23	9	3	-	1	1	5	2	1	-	1
ロ 倉 庫	85	13	1	3	1	52	4	-	8	1	2
イ 倉 庫	2	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
ロ 倉 庫	13	11	-	-	-	-	1	-	-	-	1
イ 倉 庫	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 倉 庫	40	5	6	5	3	3	7	1	2	6	2
イ 倉 庫	6	2	-	-	-	-	-	-	2	2	-
ロ 倉 庫	5	3	-	1	-	-	-	-	1	-	-
イ 倉 庫	54	11	8	7	7	4	7	-	2	6	2
ロ 倉 庫	414	88	48	48	30	35	41	29	34	32	29
イ 倉 庫	92	19	14	13	9	3	11	5	6	10	2
ロ 倉 庫	293	20	8	74	39	15	14	18	30	64	11
イ 倉 庫	2,116	106	263	518	436	42	67	69	48	372	195
ロ 倉 庫	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ 倉 庫	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 倉 庫	579	175	37	82	49	44	64	27	35	40	26
イ 倉 庫	271	83	25	26	42	13	37	7	16	15	7
ロ 倉 庫	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
イ 倉 庫	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
ロ 倉 庫	307	29	21	54	71	7	24	20	32	40	9
イ 倉 庫	2,106	172	239	562	591	45	73	62	27	225	110
ロ 倉 庫	1,428	469	132	180	132	61	139	40	120	106	49
イ 倉 庫	2,548	606	283	403	347	107	240	83	137	235	107
ロ 倉 庫	3,357	970	462	364	367	139	273	103	187	336	156
イ 倉 庫	2,012	433	275	245	216	74	263	66	132	228	80
ロ 倉 庫	1,104	291	119	144	173	42	102	49	43	116	25
イ 倉 庫	4,048	693	465	743	782	100	466	125	145	393	136
ロ 倉 庫	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ 倉 庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 倉 庫	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ 倉 庫	19	9	8	-	-	1	-	-	-	1	-
ロ 倉 庫	5	1	2	-	-	-	-	-	1	1	-
イ 倉 庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 倉 庫	6	5	-	-	-	-	-	-	1	-	-
イ 倉 庫	923	119	150	122	74	41	97	22	112	115	71

(注) 1. ※① 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち要介護状態や障がいの程度が重い者などを入所させる施設  
 ※② 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち、※①以外の施設  
 ※③ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの  
 ※④ 上記以外の複合用途防火対象物  
 2. 各業態ごと、上段は、防火管理者を必要とする防火対象物である。

指定対象物立入検査実施状況 (平成28年度中)

(単位：件)

業 態	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
<b>総 数</b>	<b>21,600</b>	<b>3,935</b>	<b>2,045</b>	<b>3,571</b>	<b>3,294</b>	<b>952</b>	<b>2,185</b>	<b>1,063</b>	<b>1,247</b>	<b>2,242</b>	<b>1,066</b>
指 定 対 象 物 計	<b>8,788</b>	2,034	931	1,262	879	492	831	447	649	842	421
	<b>12,812</b>	1,901	1,114	2,309	2,415	460	1,354	616	598	1,400	645
1 イ 劇 場 ・ 映 画 館	12	1	1	2	1	1	3	-	2	1	-
ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	264	14	40	39	31	11	23	30	36	16	24
イ キャバレー・ナイトクラブ	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 ロ 遊 技 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル	62	9	9	6	9	2	7	5	6	4	5
ハ 性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 を 営 む 店 舗	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
ニ カラオケボックスその他遊興のため個室を提供する店舗	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ 待 合 ・ 料 理 店	16	4	-	2	2	2	2	2	-	1	1
3 ロ 飲 食 店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	531	170	57	54	53	20	46	38	30	33	30
5 イ 旅 館 ・ ホ テ ル	130	52	11	24	9	3	10	5	5	5	6
ロ 共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	534	64	51	90	65	41	56	59	25	39	44
6 イ 病 院 ・ 診 療 所	310	49	22	59	44	11	46	19	15	26	19
ハ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ①	187	82	10	5	7	4	4	5	63	1	6
ニ 幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	34	6	4	2	1	-	3	2	14	1	1
7 小 ・ 中 ・ 高 校 各 種 学 校	1,531	350	84	229	142	159	193	32	94	205	43
8 図 書 館 ・ 美 術 館	6,185	926	474	905	1,253	301	752	285	246	727	316
9 イ 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場	204	28	26	30	20	19	22	13	18	15	13
ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場	163	15	22	25	17	6	25	19	11	13	10
10 車 両 の 停 車 場	455	40	58	62	43	31	50	43	58	40	30
11 社 会 福 祉 施 設 ※ ②	36	2	5	12	1	1	-	1	6	5	3
12 更 生 施 設	532	41	84	81	66	22	52	28	39	77	42
13 幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	486	34	74	60	49	25	49	34	44	75	42
14 小 ・ 中 ・ 高 校 各 種 学 校	74	10	11	10	5	4	9	5	6	7	7
15 図 書 館 ・ 美 術 館	3	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-
16 函 書 館 ・ 美 術 館	260	37	61	52	9	7	24	18	29	4	19
17 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場	8	5	-	-	-	-	2	-	-	-	1
18 イ 以 外 の 公 衆 浴 場	20	11	-	3	-	1	-	-	3	-	2
19 ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場	2	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
20 車 両 の 停 車 場	9	7	-	-	-	-	1	-	-	-	1
21 社 会 福 祉 施 設 ※ ③	11	1	1	3	1	-	2	-	1	2	1
22 イ 工 場 ・ 作 業 場	4	1	-	-	-	-	-	-	2	1	-
23 ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 車 両 の 停 車 場	22	6	1	6	1	1	4	-	-	3	-
25 社 会 福 祉 施 設 ※ ④	157	36	14	21	10	13	16	15	10	9	13
26 イ 工 場 ・ 作 業 場	31	4	3	5	4	-	3	3	2	6	1
27 ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	119	7	4	34	12	6	5	6	7	33	5
28 イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	814	22	85	239	175	15	26	38	16	117	81
29 ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
30 倉 庫	257	88	11	45	17	15	21	12	19	17	12
31 前 各 項 以 外 の 事 業 場	104	32	9	12	20	3	11	3	5	6	3
32 イ ※ ③	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
33 ロ ※ ④	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
34 倉 庫	131	11	11	32	31	2	7	11	4	19	3
35 前 各 項 以 外 の 事 業 場	781	50	70	233	239	8	24	39	13	65	40
36 イ ※ ③	533	148	44	104	43	21	44	20	41	46	22
37 ロ ※ ④	868	190	59	193	135	17	69	40	50	69	46
38 16の2 地 下 街	2,397	748	307	289	248	90	197	75	135	214	94
39 16の3 準 地 下 街	1,117	220	118	154	155	32	164	46	83	107	38
40 17 重 要 文 化 財	463	101	47	68	64	20	48	30	23	58	4
41 18 延 長 50 メ ー ト ル 以 上 の ア ー ケ ー ド	1,389	214	107	336	282	25	134	74	60	132	25
42 19 休 業 等	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10	9	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	3	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-
	5	4	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	310	66	49	42	29	12	30	8	23	38	13

(注) 1. ※① 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち要介護状態や障がいの程度が重い者などを入所させる施設  
 ※② 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち、※①以外の施設  
 ※③ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの  
 ※④ 上記以外の複合用途防火対象物  
 2. 各業態ごと、上段は、防火管理者を必要とする防火対象物である。

## 防火管理者の選任と消防計画の届出状況（平成29年4月1日現在）

防火管理者を選任しなければならない対象物数	14,596	件
防火管理者を選任している対象物数	13,292	件（選任率 91.0%）
消防計画を届出している対象物数	13,292	件（届出率 91.0%）

（注）消防法施行令第2条が適用される対象物は一の対象物として計上

## 防火管理・防災管理資格講習実施状況

消防法令の改正により、平成21年6月1日から一定規模以上の百貨店、旅館、ホテル、事務所などの防火対象物に防災管理者の選任が義務付けられたことから、防災管理者の養成のため、防災管理資格講習を平成21年度から開始した。なお、甲種防火管理・防災管理新規講習は、1回の講習で、甲種防火管理と防災管理の両方の資格が取得できる。

平成28年度の防火管理資格修了証交付者は、甲種が2,565人、乙種が11人であり、昭和63年からの修了証交付者総数は82,292人である。

平成28年度の防災管理資格修了証交付者は、675人であり、平成21年度からの修了証交付者総数は7,643人である。

## 防火管理・防災管理講習（平成28年度中）

（単位：回、人）

講習種別	講習回数	修了証交付者数
甲種防火管理・防災管理新規講習	6	581
甲種防火管理新規講習	17	1,984
防災管理新規講習	2	94
乙種防火管理新規講習	2	11
甲種防火管理再講習	4	282

## 防火対象物定期点検報告制度該当対象物の状況（平成29年4月1日現在）

（単位：件）

	該当対象物	点検報告済	特例認定済
<b>合計</b>	<b>2,215</b>	<b>1,164</b>	<b>306</b>
1項イ	19	5	9
1項ロ	269	74	110
2項イ	-	-	-
2項ロ	99	81	3
2項ハ	6	2	-
2項ニ	7	5	-
3項イ	-	-	-
3項ロ	160	91	-
4項	277	178	27
5項イ	112	46	19
6項イ	152	62	36
6項ロ	48	33	3
6項ハ	58	34	8
6項ニ	29	12	6
9項イ	12	6	-
16項イ	964	535	82
16の2項	3	-	3

各種届出状況（平成28年度中）

（単位：件）

届出種別	届出数	届出種別	届出数
炉	4	催物開催	111
厨房設備	2	臨時客席等設置	203
温風暖房機	21	ストーブ・煙突・取付掃除業	4
ボイラー	417	消防設備業	35
給湯湯沸設備	90	燃焼器具製造業	-
乾燥設備	20	燃焼器具取付・点検整備業	17
サウナ設備	3	少量危険物	1,026
ヒートポンプ冷暖房機	28	指定可燃物	27
火花を生ずる設備	-	灯油販売取扱者	2
放電加工機	-	裸火・危険物使用	511
変電設備	216	営業許可の申請	29
発電設備	93	防火対象物の仮使用の承認	55
蓄電池設備	83	圧縮アセチレンガス	331
ネオン管灯設備	-	受水そうの清掃	-
水素ガスを充てんする気球	1	指定洞道等設備	-
揚煙等の行為	1,343	使用開始	554
煙火打上げ・仕掛け	233		

高層建築物等状況（平成29年4月1日現在）

（単位：棟）

	総数	31m超 45m以下	45m超 70m以下	70m超 100m以下	100m超
<b>総数</b>	<b>2,463</b>	<b>2,250</b>	<b>163</b>	<b>39</b>	<b>11</b>
中央	1,269	1,140	90	33	6
北	245	221	20	3	1
東	146	137	8	-	1
白石	162	156	5	1	-
厚別	113	102	9	1	1
豊平	253	244	9	-	-
清田	16	15	1	-	-
南	69	65	4	-	-
西	162	142	17	1	2
手稲	28	28	-	-	-

（注）建築物の最高高さで計上

# 消 防 同 意

## 消 防 同 意 の 概 要

消防法第7条では、建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用について、特定行政庁若しくは建築主事が許可、認可又は確認を行う場合、また、指定確認検査機関が確認を行う際に、消防長又は消防署長の同意が必要である旨定められている。

これは、申請建築物が消防関係法規などに適合しているかどうかチェックすることにより、火災予防の徹底を図ろうとするものである。

平成28年中の同意件数は2,705件で前年と比較すると189件の増加となった。

行政区別の同意件数は、中央区700件、東区374件、豊平区332件の順となっている。

なお、確認通知件数は5,886件である。

## 建築物の同意処理状況の推移

(単位：件)

区 分	年 別	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平均値
	建築物同意総数		2,449	2,603	2,410	2,516	<b>2,705</b>
令別表防火対象物		1,945	2,082	2,002	2,047	<b>2,175</b>	2,050
専用住宅等		492	512	403	462	<b>521</b>	478
危険物施設		12	9	5	7	<b>9</b>	8
確認通知総数		5,466	6,046	5,356	5,382	<b>5,886</b>	5,627
<b>総 数</b>		<b>7,915</b>	<b>8,649</b>	<b>7,766</b>	<b>7,898</b>	<b>8,591</b>	<b>8,164</b>

消防同意事務処理状況（平成28年中）

（単位：件）

処 理 区 分		総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
<b>申 請 種 別 計</b>		<b>2,663</b>	<b>676</b>	<b>264</b>	<b>369</b>	<b>328</b>	<b>110</b>	<b>330</b>	<b>58</b>	<b>124</b>	<b>260</b>	<b>144</b>
確 認 申 請		1,884	351	198	281	259	83	246	48	90	211	117
計 画 通 知		182	113	12	13	4	3	16	3	8	6	4
許 可 申 請		181	120	7	8	7	3	18	3	7	4	4
計 画 変 更		416	92	47	67	58	21	50	4	19	39	19
<b>同 意 ・ 不 同 意 別 計</b>		<b>2,705</b>	<b>700</b>	<b>265</b>	<b>374</b>	<b>329</b>	<b>114</b>	<b>332</b>	<b>58</b>	<b>124</b>	<b>258</b>	<b>151</b>
同 意		2,705	700	265	374	329	114	332	58	124	258	151
（ 同 意 の うち 指 導 し た も の ）		1,463	301	152	215	188	61	186	38	68	156	98
不 同 意		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>工 事 種 別 計</b>		<b>2,705</b>	<b>700</b>	<b>265</b>	<b>374</b>	<b>329</b>	<b>114</b>	<b>332</b>	<b>58</b>	<b>124</b>	<b>258</b>	<b>151</b>
新 築		2,517	659	234	346	310	110	311	49	115	239	144
増 築		114	14	17	21	16	3	13	6	7	12	5
改 築		6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移 転		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
用 途 変 更		65	21	13	7	2	1	8	3	1	7	2
大 規 模 の 修 繕		2	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
大 規 模 の 模 様 替		1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>防 火 対 象 物 別 計</b>		<b>2,705</b>	<b>700</b>	<b>265</b>	<b>374</b>	<b>329</b>	<b>114</b>	<b>332</b>	<b>58</b>	<b>124</b>	<b>258</b>	<b>151</b>
合 別 表 の 防 火 対 象 物 小 計		2,175	617	197	284	238	81	283	47	97	213	118
1項	イ	劇場・映画館・演芸場又は観覧場	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	公会堂又は集会場	7	-	2	1	-	1	-	2	-	-
2項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	遊技場又はダンスホール	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗・その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3項	イ	カラオケボックス・漫画喫茶・複合カフェ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	待合・料理店その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4項	イ	飲食店	35	15	4	6	3	1	-	3	2	1
	ロ	百貨店・マーケット・店舗・展示場	270	160	15	19	15	8	17	4	11	10
5項	イ	旅館・ホテル又は宿泊所・その他	21	16	1	-	-	-	-	-	2	2
	ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	938	182	82	109	130	38	171	8	31	127
6項	イ	病院・診療所又は助産所	40	11	2	2	3	1	6	3	3	6
	ロ	福祉施設（主に要介護状態の者を入所させるもの）	64	4	10	10	11	4	10	3	9	1
	ハ	ロ以外の福祉施設	62	5	11	16	7	4	4	2	3	7
7項	イ	幼稚園・特別支援学校	7	2	3	1	-	-	-	-	1	-
	ロ	小学校・中学校・高校・高専・大学・その他	31	7	4	6	3	-	6	-	-	-
8項	図書館・博物館・美術館・その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	イ以外の公衆浴場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10項	車両の停車場又は船舶・航空機の発着場	6	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-
11項	神社・寺院・教会その他	22	2	1	2	1	4	1	3	7	-	1
12項	イ	工場又は作業場	29	2	-	14	3	1	1	-	2	5
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13項	イ	自動車車庫又は駐車場	47	19	1	5	2	2	4	2	1	8
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14項	倉庫	79	17	8	21	10	2	3	3	5	7	
15項	前各項に該当しない事業場	291	116	24	36	17	10	32	9	9	20	
16項	イ	複合用途防火対象物で特定用途に供されるもの※	144	40	19	13	16	3	22	3	8	14
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	79	12	9	23	17	2	4	4	1	5
16の2項	地下街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16の3項	建築物の地階で連続して地下道に面したもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17項	重要文化財等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18項	延長50メートル以上のアーケード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
専 用 住 宅 等		521	81	68	88	90	33	48	11	27	44	
危 険 物 施 設 等		9	2	-	2	1	-	1	-	-	1	
<b>確 認 通 知</b>		<b>5,886</b>	<b>412</b>	<b>1,097</b>	<b>833</b>	<b>404</b>	<b>312</b>	<b>559</b>	<b>535</b>	<b>353</b>	<b>694</b>	<b>687</b>

（注） ※ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの

# 危 険 物

## 危険物事務の概要

消防法に定める危険物は、ガソリンや灯油など、身近に存在し日常生活に不可欠なものも多いため、火災や流出等の災害発生危険は危険物施設に限らず、企業から一般家庭まで多岐にわたる。危険物に係る災害の発生や被害の拡大を防ぐため、消防法及び札幌市火災予防条例に基づき、危険物の貯蔵・取扱いを行う施設や設備の構造、貯蔵取扱方法等を規制し、市民生活の安全確保に取り組んでいる。

さらに、危険物に係る火災や流出等の事故については、原因調査を行い統計を取りまとめており、同種の事故の再発を防止するための施策整備、また企業や市民の保安意識の向上を図る普及啓発活動に活用されている。

### 1. 危険物施設状況

#### (1) 行政区別施設数及び割合

本市には、平成29年4月1日現在6,259施設が存し、行政区別の施設数および割合は次表のとおりである。

	全 市	中 央 区	北 区	東 区	白 石 区	厚 別 区	豊 平 区	清 田 区	南 区	西 区	手 稲 区
施 設 数 (件)	<b>6,259</b>	1,295	605	815	922	289	620	205	496	680	332
施 設 割 合 (%)	<b>100.0</b>	20.7	9.7	13.0	14.7	4.6	9.9	3.3	7.9	10.9	5.3

#### (2) 施設の動向（増・減）

平成27年度との比較では、同数若しくは減少しており、その内訳は、製造所、屋外タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所が同数、屋内貯蔵所6件、屋内タンク貯蔵所13件、地下タンク貯蔵所39件、移動タンク貯蔵所12件、屋外貯蔵所1件、給油取扱所11件、販売取扱所2件及び一般取扱所25件の減少で、総体的に109件の減少となっている。

#### (3) 施設の許可及び検査

施設の設置又は変更を行うための許可の件数については、平成28年度は301件で、平成27年度と比較すると66件の減少となっている。工事完了後に行う完成検査については、平成28年度は296件で、平成27年度と比較すると65件の減少となっている。

また、完成検査前検査（タンクの水圧、水張検査）については、平成28年度は15件で、平成27年度と比較すると14件の減少となっている。

#### (4) 立入検査

消防法第16条の5の規定に基づき、施設の位置、構造及び設備の管理状況について立入検査を実施しており、平成28年度中の立入検査件数は2,290件である。

#### (5) 危険物製造所等保安監督者選任状況（平成29年4月1日現在：完成検査済証交付施設）

危険物保安監督者を選任しなければならない施設	1,216施設
危険物保安監督者を選任している施設	1,193施設
危険物保安監督者の選任率	98.1%

#### (6) 危険物製造所等予防規程認可状況（平成29年4月1日現在：完成検査済証交付施設）

予防規程の認可を受けなければならない施設	483施設
----------------------	-------

予防規程の認可を受けている施設	481施設
予防規程の認可率	99.6%

## 2. 危険物施設等の事故発生状況

平成28年中の事故発生件数は113件で、平成27年と比較して20件の減少となっており、そのうち危険物施設の事故の内訳は、火災1件、流出23件及び破損15件の計39件、少量危険物施設の事故の内訳は、流出71件及び破損1件で計72件となっている。

危険物施設からの流出の原因は、人的要因が9件、物的要因が9件及びその他要因が5件である。

流出事故の人的要因については、給油取扱所（自家用）で給油ノズルを給油口に差し込んだまま車両を発進させたため、給油ホースがカップラーから離脱し、ホース内の軽油が流出したもの、移動タンク貯蔵所から少量危険物施設の屋内タンクへ注入量を確認せずに注入を行ったため、屋内タンクから重油が流出したもの等である。物的要因としては、配管等の腐食等劣化によるものが多く発生している。

破損事故15件のすべては、給油取扱所で発生しており、顧客等が運転操作を誤り、車両を固定給油設備等に衝突させたもの（危険物が流出していないものに限る。）が最も多く、全体の約86%を占め、すべてが人的要因によるものとなっている。

危険物施設の事故を総じて考察すると、給油取扱所における顧客等の運転操作の誤りにより発生するものの比率が高くなっている。

少量危険物施設の流出の原因は、その多くがホームタンクに関連するもので、タンク本体、配管及び附属設備の腐食、工事等作業時の損傷、ホームタンクへの過剰注入による事故などであり、ホームタンクに関連する事故は全体の約99%を占めている。また、灯油ストーブやロードヒーティングボイラーなどに接続されている配管等のゆるみ・亀裂が原因の事故も発生している。

## 3. 危険物関係事務処理状況

危険物関係事務処理件数は、平成28年度は3,961件で、平成27年度と比較すると497件の減少となっている。

## 4. 危険物製造所等類・品名別許可数量

第1類は、平成27年度と比較して250kg減少し、1,790kgとなっている。

第2類は、平成27年度と比較して900kg減少し、33,420kgとなっている。

第3類の貯蔵等はない。

第4類は、平成27年度と比較して約1,199kℓ減少し、約139,669kℓとなっている。

第5類は、260kgとなっている。

第6類は、3,640kgとなっている。

危険物施設状況（平成29年4月1日現在：完成検査済証交付施設）

（単位：件）

施設名	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
<b>総数</b>	<b>6,259</b>	<b>1,295</b>	<b>605</b>	<b>815</b>	<b>922</b>	<b>289</b>	<b>620</b>	<b>205</b>	<b>496</b>	<b>680</b>	<b>332</b>
● 製造所	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
● 貯蔵所計	<b>3,600</b>	<b>663</b>	<b>374</b>	<b>503</b>	<b>587</b>	<b>169</b>	<b>277</b>	<b>128</b>	<b>308</b>	<b>360</b>	<b>231</b>
屋内貯蔵所	171	16	17	46	35	4	1	4	7	23	18
屋外タンク貯蔵所	68	1	4	21	15	1	3	—	7	10	6
屋内タンク貯蔵所	498	278	41	19	27	23	33	7	26	29	15
地下タンク貯蔵所	1,709	312	162	224	202	106	159	73	191	171	109
簡易タンク貯蔵所	4	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—
移動タンク貯蔵所	1,143	56	150	188	308	34	81	44	72	127	83
屋外貯蔵所	7	—	—	5	—	1	—	—	1	—	—
● 取扱所計	<b>2,658</b>	<b>632</b>	<b>231</b>	<b>312</b>	<b>335</b>	<b>120</b>	<b>343</b>	<b>77</b>	<b>188</b>	<b>319</b>	<b>101</b>
給油取扱所	495	45	51	90	87	19	37	34	43	47	42
<ul style="list-style-type: none"> <li>営業用</li> <li>うちセルフ</li> <li>営業用以外</li> </ul>	309	35	36	57	43	15	30	19	23	30	21
	113	10	19	18	11	7	9	9	11	10	9
	186	10	15	33	44	4	7	15	20	17	21
販売取扱所	17	2	—	4	7	—	1	—	—	2	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種</li> <li>第二種</li> </ul>	4	1	—	1	1	—	—	—	—	—	1
	13	1	—	3	6	—	1	—	—	2	—
移送取扱所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般取扱所	2,146	585	180	218	241	101	305	43	145	270	58

危険物施設立入検査・指導実施状況（平成28年度中：立入検査実施施設数）

（単位：件）

施設名	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
<b>総数</b>	<b>2,290</b>	<b>429</b>	<b>249</b>	<b>319</b>	<b>298</b>	<b>111</b>	<b>243</b>	<b>83</b>	<b>209</b>	<b>201</b>	<b>148</b>
● 製造所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
● 貯蔵所計	<b>1,274</b>	<b>225</b>	<b>156</b>	<b>195</b>	<b>191</b>	<b>61</b>	<b>85</b>	<b>49</b>	<b>134</b>	<b>92</b>	<b>86</b>
屋内貯蔵所	<b>76</b>	7	14	20	15	1	—	3	4	4	8
屋外タンク貯蔵所	<b>25</b>	—	2	18	1	1	—	—	2	—	1
屋内タンク貯蔵所	<b>242</b>	115	31	10	16	9	17	3	15	17	9
地下タンク貯蔵所	<b>753</b>	99	90	114	68	44	64	31	111	69	63
簡易タンク貯蔵所	<b>2</b>	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—
移動タンク貯蔵所	<b>170</b>	4	19	28	91	5	4	12	—	2	5
屋外貯蔵所	<b>6</b>	—	—	5	—	1	—	—	—	—	—
● 取扱所計	<b>1,016</b>	<b>204</b>	<b>93</b>	<b>124</b>	<b>107</b>	<b>50</b>	<b>158</b>	<b>34</b>	<b>75</b>	<b>109</b>	<b>62</b>
給油取扱所	<b>234</b>	40	17	23	27	18	28	22	14	14	31
営業用 営業用以外	<b>169</b>	37	14	14	19	14	22	19	8	7	15
	<b>65</b>	3	3	9	8	4	6	3	6	7	16
販売取扱所	<b>7</b>	1	1	3	1	—	—	—	—	1	—
第一種 第二種	<b>2</b>	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
	<b>5</b>	1	1	2	—	—	—	—	—	1	—
移送取扱所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般取扱所	<b>775</b>	163	75	98	79	32	130	12	61	94	31

危険物施設等の事故発生状況（平成28年中）

（単位：件）

種別	総数	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	仮貯蔵・仮取扱い	無許可施設	少量危険物							運搬
															ホームタンク（屋外）	ホームタンク（屋内）	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	左記以外のもの	
総数	113	-	-	-	1	1	-	5	-	24	-	8	-	-	71	-	-	-	-	-	1	2
火災	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
流出	96	-	-	-	1	1	-	4	-	9	-	8	-	-	70	-	-	-	-	-	1	2
破損	16	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

危険物施設等の事故発生状況（過去5年間）

（単位：件）

年	総数	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	仮貯蔵・仮取扱い	無許可施設	少量危険物							運搬
															ホームタンク（屋外）	ホームタンク（屋内）	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	左記以外のもの	
24	139	-	-	-	1	1	-	1	-	18	-	8	-	-	99	-	-	-	-	-	11	-
25	154	-	-	1	-	1	-	4	-	31	-	8	-	-	99	-	-	-	-	-	10	-
26	157	-	-	1	-	1	-	6	-	26	-	9	-	-	104	-	-	-	-	-	10	-
27	133	-	-	-	1	1	-	2	-	23	-	4	-	2	91	-	-	-	-	-	9	-
28	113	-	-	-	1	1	-	5	-	24	-	8	-	-	71	-	-	-	-	-	1	2

危険物関係事務処理

	総 数	設 置 許 可	変 更 許 可	完 成 検 査	完 成 検 査 前 検 査	仮 使 用 承 認	取 下 げ ・ 取 止 届	試 験 報 告 等 届	住 所 ・ 氏 名 ・ 名 称 変 更	軽 微 な 変 更 届	譲 渡 ・ 引 渡 届	品 名 ・ 数 量 ・ 倍 数 変 更 届	廃 止 届	保 安 監 督 者 選 任 届
製造所等														
平成 27 年度 総数	4,458	106	261	361	29	106	1	103	1,570	605	145	21	214	249
平成 28 年度 総数	3,961	100	201	296	15	79	2	96	1,341	633	131	16	170	263
● 製造所	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
● 貯蔵所計	1,761	84	69	159	13	3	1	28	711	197	76	8	124	88
屋内貯蔵所	137	5	1	7	-	-	-	-	53	3	-	5	11	27
屋外タンク貯蔵所	107	-	1	1	2	1	-	-	40	19	-	-	-	21
屋内タンク貯蔵所	170	2	3	3	2	-	1	1	117	8	12	-	14	3
地下タンク貯蔵所	813	9	22	32	9	2	-	27	408	65	27	1	40	37
簡易タンク貯蔵所	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
移動タンク貯蔵所	531	68	42	116	-	-	-	-	90	102	37	2	59	-
屋外貯蔵所	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
● 取扱所計	2,199	16	132	137	2	76	1	68	629	436	55	8	46	175
給油取扱所	1,268	4	79	79	-	59	-	19	242	360	11	6	16	119
( 営業用	1,079	2	67	65	-	54	-	17	205	338	10	6	15	79
( 営業用以外	189	2	12	14	-	5	-	2	37	22	1	-	1	40
販売取扱所	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-
( 第一種	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
( 第二種	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
移送取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般取扱所	928	12	53	58	2	17	1	49	387	76	43	2	28	56

状 況 (平成28年度中)

保安監督者解任届	休止届	再開届	災害発生届	危険作業届	完成検査済証再交付届	着工届	各種中間検査	その他	施設数		平成27年度と平成28年度の施設数比較		製造所等
									平成28年3月末	平成29年3月末	28年度増減件数	増加率%	
223	37	5	33	154	25	5	166	39	6,368	-	-	-	平成27年度総数
221	14	5	40	152	11	8	138	29	-6,259	△109	△1.7		平成28年度総数
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	● 製造所
78	8	3	6	37	9	-	35	24	3,671	3,600	△71	△1.9	● 貯蔵所計
22	1	1	-	-	1	-	-	-	177	171	△6	△3.4	屋内貯蔵所
21	-	-	-	1	-	-	-	-	68	68	-	-	屋外タンク貯蔵所
-	-	-	-	1	1	-	1	1	511	498	△13	△2.5	屋内タンク貯蔵所
35	6	2	1	33	-	-	34	23	1,748	1,709	△39	△2.2	地下タンク貯蔵所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	簡易タンク貯蔵所
-	1	-	5	2	7	-	-	-	1,155	1,143	△12	△1.0	移動タンク貯蔵所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	7	△1	△12.5	屋外貯蔵所
143	6	2	34	115	2	8	103	5	2,696	2,658	△38	△1.4	● 取扱所計
104	4	2	23	78	-	2	56	5	506	495	△11	△2.2	給油取扱所
73	4	2	17	74	-	2	44	5	321	309	△12	△3.7	〔 営業用 営業用以外
31	-	-	6	4	-	-	12	-	185	186	1	0.5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	17	△2	△10.5	販売取扱所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	4	△1	△20.0	〔 第一種 第二種
-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	13	△1	△7.1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	移送取扱所
39	2	-	11	37	2	6	47	-	2,171	2,146	△25	△1.2	一般取扱所

危険物製造所等類・品名別

製造所等別	製造所	貯蔵所							
		計	屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	簡易 タンク	移動 タンク	
類品名別	総数								
施設数	6,259	1	3,600	171	68	498	1,709	4	1,143
第一類 (kg)	計	1,790	—	1,790	1,790	—	—	—	—
	塩素酸塩類	20	—	20	20	—	—	—	—
	過塩素酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—
	無機過酸化物	10	—	10	10	—	—	—	—
	亜塩素酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—
	臭素酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—
	硝酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—
	よう素酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—
	過マンガン酸塩類	40	—	40	40	—	—	—	—
	重クロム酸塩類	40	—	40	40	—	—	—	—
その他のもの	1,680	—	1,680	1,680	—	—	—	—	
含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二類 (kg)	計	33,420	—	33,420	33,420	—	—	—	—
	硫化りん	—	—	—	—	—	—	—	—
	赤りん	—	—	—	—	—	—	—	—
	硫黄	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉄粉	—	—	—	—	—	—	—	—
	金属粉	—	—	—	—	—	—	—	—
	マグネシウム	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	—	—	—	—	—	—	—	—
含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	
引火性固体	33,420	—	33,420	33,420	—	—	—	—	
第三類 (kg)	計	—	—	—	—	—	—	—	—
	カリウム	—	—	—	—	—	—	—	—
	ナトリウム	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルキルアルミニウム	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルキルリチウム	—	—	—	—	—	—	—	—
	黄りん	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルカリ金属等	—	—	—	—	—	—	—	—
	有機金属化合物	—	—	—	—	—	—	—	—
	金属の水素化物	—	—	—	—	—	—	—	—
	金属のりん化物	—	—	—	—	—	—	—	—
	カルシウム炭化物等	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	—	—	—	—	—	—	—	—
含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	

許可数量 (1) (平成29年4月1日現在)

屋外	取扱所								製造所等別	類品名別	
	計	給油			販売			移送			一般
		小計	営業用	営業用以外	小計	一種	二種				
7	2,658	495	309	186	17	4	13	-	2,146	施設数	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	塩素酸塩類	第一類 (kg)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	過塩素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無機過酸化物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	亜塩素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	臭素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硝酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	よう素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	過マンガン酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	重クロム酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硫化りん	第二類 (kg)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	赤りん	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硫黄	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	鉄粉	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金属粉	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	マグネシウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	引火性固体	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	カリウム	第三類 (kg)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ナトリウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アルキルアルミニウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アルキルリチウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	黄りん	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アルカリ金属等	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有機金属化合物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金属の水素化物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金属のりん化物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	カルシウム炭化物等	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	

危険物製造所等類・品名別

製造所等別 類品名別	総数	製造所	貯 蔵 所							
			計	屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	
施設数	6,259	1	3,600	171	68	498	1,709	4	1,143	
第四類 (g)	計	139,668,999	12,000	85,493,984	4,950,964	26,912,334	4,767,421	41,161,894	2,659	7,395,832
	特殊引火物	5,945	—	5,945	5,945	—	—	—	—	—
	第一石油類	17,836,637	—	5,129,561	1,226,157	1,637,370	—	144,600	2,164	2,119,270
	うち水溶性	47,503	—	47,503	47,503	—	—	—	—	—
	アルコール類	1,336,491	12,000	1,292,370	154,620	1,072,250	—	38,000	—	27,500
	第二石油類	91,492,709	—	52,854,918	1,116,188	20,363,600	391,631	26,154,372	495	4,706,392
	うち水溶性	103,554	—	102,554	102,554	—	—	—	—	—
	第三石油類	27,188,372	—	24,629,996	1,107,460	3,823,114	4,373,090	14,700,922	—	507,970
	うち水溶性	163,862	—	163,462	159,862	—	—	—	—	—
	第四石油類	1,806,865	—	1,579,214	1,338,614	16,000	2,700	124,000	—	34,700
	動植物油類	1,980	—	1,980	1,980	—	—	—	—	—
第五類 (kg)	計	260	—	10	10	—	—	—	—	—
	有機過酸化物	260	—	10	10	—	—	—	—	—
	硝酸エステル類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ニトロ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ニトロソ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アゾ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ジアゾ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ヒドラジンの誘導体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ヒドロキシルアミン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ヒドロキシルアミン塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第六類 (kg)	計	3,640	—	3,640	3,640	—	—	—	—	—
	過塩素酸	300	—	300	300	—	—	—	—	—
	過酸化水素	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	硝酸	3,340	—	3,340	3,340	—	—	—	—	—
	その他のもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—

許可数量 (2) (平成29年4月1日現在)

屋外	取扱所									製造所等別	類品名別
	計	給油			販売			移送	一般		
		小計	営業用	営業用以外	小計	一種	二種				
7	2,658	495	309	186	17	4	13	-	2,146	施設数	
302,280	53,993,716	28,307,199	23,683,896	4,623,303	245,246	22,560	222,686	-	25,441,271	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特殊引火物	
-	12,707,076	12,428,990	12,109,934	319,056	71,569	9,160	62,409	-	206,517	第一石油類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	うち水溶性	
-	32,121	-	-	-	800	400	400	-	31,321	アルコール類	第四類 (ℓ)
122,240	38,468,492	15,363,386	11,059,739	4,303,647	152,477	13,000	139,477	-	22,952,629	第二石油類	
-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	1,000	うち水溶性	
117,440	2,558,376	512,863	512,263	600	20,400	-	20,400	-	2,025,113	第三石油類	
3,600	400	-	-	-	-	-	-	-	400	うち水溶性	
63,200	227,651	1,960	1,960	-	-	-	-	-	225,691	第四石油類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	動植物油類	
-	250	-	-	-	250	-	250	-	-	計	
-	250	-	-	-	250	-	250	-	-	有機過酸化物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硝酸エステル類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ニトロ化合物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ニトロソ化合物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アゾ化合物	第五類 (kg)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ジアゾ化合物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ヒドラジンの誘導体	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ヒドロキシルアミン	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ヒドロキシルアミン塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	過塩素酸	第六類 (kg)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	過酸化水素	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硝酸	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	

## 防火協力団体

### 札幌防火委員会連合会（各区防火委員会）

#### （設 立）

昭和40年4月16日、市内各地区に協議会として発足した。

この後、政令指定都市への移行に伴い、実践活動の強化を図るため、各区の連合町内会等を加入団体とし区防火委員会となり、各委員相互の連絡協議を図るため、昭和49年4月4日札幌防火委員会連合会が設立された。

#### （目 的）

区内の連合町内会及び各区の防火委員会と連絡協調し、地域住民の自主的な災害予防活動の実施と防火防災思想の普及啓発を図り、もって地域住民の安心安全に資することを目的としている。

#### （組 織）

各区の防火委員会をもって連合会を組織し、各区内の連合町内会等をもって防火委員会を組織している。

1連合会 10区防火委員会 2,068委員

#### （事 業）

1. 地域と連携した防火防災思想の普及啓発活動に関すること。
2. 火災、地震等の災害時において、主体的な消火・応急救護・人命救助を行うことができるようになるための平常時における訓練・研修の実施に関すること。
3. 放火防止対策のための地域と連携した活動に関すること。
4. 防火及び防災について、消防機関との連絡協調に関すること。
5. その他、本会の目的達成のために必要なこと。

### 各区少年消防クラブ協議会

#### （設 立）

平成元年11月、市内各区に協議会が発足した。

#### （目 的）

区内の各少年消防クラブと連絡協調し、活動に必要な指導育成を行うとともに相互の親睦を図り、もって消防クラブの発展に資することを目的としている。

#### （組 織）

区内の各少年消防クラブの指導者をもって組織している。

10区少年消防クラブ協議会 少年消防クラブ49クラブ クラブ員数839人 指導者数312人

#### （事 業）

1. 各少年消防クラブとの連絡協調に関すること。
2. 少年消防クラブ運営指導の研究に関すること。
3. 少年消防クラブの活動に必要な指導、助言に関すること。
4. 関係機関との連絡調整に関すること。
5. その他、本会の目的達成に必要な事項

## 札幌防火管理者協会

### (設 立)

昭和39年3月に防火管理者連絡協議会として発足し、各区防火管理者協議会相互の連絡協調を図るため、昭和45年4月に札幌防火管理者連絡協議会連合会が設立された。

その後、政令指定都市への移行に伴い7協議会となり、昭和54年に札幌防火管理者協議会連合会へと改称、さらに平成元年、平成9年の分区に伴いそれぞれ2協議会、1協議会が設立され、1連合会10協議会となった。

最初の組織発足から50年が経過し、将来的視点での運営体制、会員のニーズや時代に相応した事業展開を行っていく必要性から、「各区防火管理者協議会」及び「札幌防火管理者協議会連合会」を統合再編し、平成28年5月24日の設立総会をもって、現在の「札幌防火管理者協会」が設立された。

### (目 的)

各事業所における防火管理体制の推進を図るため、消防法令を遵守し、会員自らが防火管理に関する知識及び技術の向上に努めるとともに、積極的に防火防災思想の普及啓発及び地域社会への貢献を行い、以って社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

### (組 織)

本会の趣旨に賛同する防火対象物の防火管理者等により組織し、2,640会員によって組織している。

### (事 業)

「コンプライアンスの推進と安全安心向上に向けた情報発信」、「積極的な地域貢献」、「会員自らが主体となって事業に取り組む団体」という3つの組織コンセプトを掲げており、防火管理技能講習会、救命講習会及び実務講習会などの研修会や自主防火キャンペーン、青少年育成事業や地域の防火・防災等の啓発事業への協賛などの地域貢献活動など、会員自らが主体となった事業を展開するとともに、消防機関や各防火協力団体との連絡協調を図り、ホームページを活用した情報発信など、各防火対象物における防火管理体制の充実強化を図っている。

## 札幌危険物安全協会

### (設 立)

昭和40年に危険物取扱主任者連絡協議会(2協議会)として発足し、昭和47年に政令指定都市への移行に伴い、「危険物安全協議会」と名称変更して7協議会となった。

その後、平成元年の分区に伴い9協議会となり、各区協議会相互の連絡協調を図る必要から、平成4年に「札幌危険物安全協議会連合会」を設立。そして、平成9年の分区に伴い10協議会となった。

最初の組織発足から、平成27年で50年が経過し、将来的視点での運営体制、会員のニーズや時代に相応した事業展開を行っていく必要性から、「各区危険物安全協議会」及び「札幌危険物安全協議会連合会」を統合再編し、平成28年4月27日の設立総会をもって、現在の「札幌危険物安全協会」が設立された。

### (目 的)

危険物施設における消防法令の遵守と保安の確保を図るため、会員自らが危険物施設の健全化及び

危険物に関する知識の向上に努めるとともに、積極的に危険物に関する普及啓発及び地域社会への貢献を行い、以って社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

#### **(組 織)**

各区内の危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の経営者若しくは本会の趣旨に賛同する事業所をもって組織し、正会員1,081会員及び賛助会員17会員の計1,098会員をもって組織している。

#### **(事 業)**

「コンプライアンスの推進と保安確保に向けた情報発信」、「積極的な地域貢献」、「会員自らが主体となって事業に取り組む団体」という3つの組織コンセプトを掲げており、危険物安全週間保安研修会、救命講習会及び移動タンク貯蔵所の一斉点検などの研修会等や市民街頭啓発イベント、青少年育成事業や地域の防火・防災等の啓発事業への協賛などの地域貢献活動など、会員自らが主体となった事業を展開するとともに、消防機関や各防火協力団体との連絡協調を図り、ホームページを活用した情報発信など、各危険物施設における保安体制の充実強化を図っている。

### **札幌石油燃焼器具整備業協議会**

#### **(設 立)**

昭和49年3月26日に設立された。

#### **(目 的)**

石油燃焼機器の点検整備等の技術向上及び石油燃焼機器に起因する災害の予防並びに市民の安全を確保するため、防火思想の普及啓発に努めるとともに会員相互の親睦を図り、事業の発展と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### **(組 織)**

札幌市火災予防条例に基づく石油燃焼機器の分解整備、修理補修、保守管理及び設置に関する熟練者を擁して点検整備等の業務を行っている事業所及びこれから事業所を開設しようとする者をもって組織する。

一般会員 103      賛助会員 4

#### **(事 業)**

1. 点検整備等の技術向上についての研修会並びに講習会の開催に関する事項
2. 点検整備等についての技術的な助言に関する事項
3. 防火思想の普及宣伝に関する事項
4. 防火について、消防機関並びに関係諸団体との連絡協調に関する事項
5. その他、本会の目的達成のために必要な事項

## ガス・火薬事務の概要

高圧ガス及び液化石油ガスに関する事務は、高圧ガスについては、高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）に基づき、高圧ガスの有する危険性による災害事故を防止するため、高圧ガスの製造から貯蔵、販売、輸入、移動その他の取扱いに関して規制を行っている。液化石油ガスについては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づき、災害事故を防止するため、液化石油ガス販売事業者に対し、一般消費者等への液化石油ガスの販売方法、液化石油ガス器具等の製造、販売等の規制を行っている。また、ガス事業法に基づき、都市ガス用品販売事業者への規制事務を行っている。

平成29年度から火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他取扱いについて規制する火薬類取締法に係る事務が北海道から移譲され、事務を開始する。

平成28年度中における事務概要については、次のとおりである。

### 1. 事業者状況

本市には、平成29年4月1日現在2,522の事業者が存在し、うち、高圧ガス関係1,805事業者、液化石油ガス関係717事業者となっている。

### 2. 各種申請・届出状況

各種申請・届出総数は1,045件で、高圧法関係408件、液石法関係637件となっている。うち、製造施設及び貯蔵所の設置、変更の許可申請、液化石油ガスの販売事業の登録、保安機関の認定申請等の許可申請関係は42件であった。

### 3. 各種検査状況

製造施設等の設置、変更許可に伴う完成検査は32件、一定規模以上の事業所に対して行う保安検査は23件であった。また、事業所における安全対策等を定期的に監督・指導するための立入検査は691件となっている。

### 4. 事故発生状況

平成28年における高圧法第63条第1項に係る事故は22件発生しており、高圧法関係18件、液石法関係4件で、平成27年と比較して全体件数は4件の増加となった。

事故の内訳は、高圧法関係が爆発1件、破裂・破壊1件、容器の喪失・盗難16件で、液石法関係が漏えい3件、漏えい爆発1件であった。

ガス関係事業状況（平成29年4月1日現在）

（単位：件）

事業区分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
<b>総数</b>	<b>2,522</b>	<b>608</b>	<b>333</b>	<b>330</b>	<b>324</b>	<b>85</b>	<b>235</b>	<b>119</b>	<b>121</b>	<b>252</b>	<b>115</b>
<b>高圧ガス関係計</b>	<b>1,805</b>	<b>486</b>	<b>219</b>	<b>220</b>	<b>222</b>	<b>76</b>	<b>161</b>	<b>85</b>	<b>77</b>	<b>179</b>	<b>80</b>
第一種製造者	78	18	6	8	14	1	6	6	3	16	-
第二種製造者	813	222	103	81	65	45	85	46	45	72	49
高圧ガス販売業者	723	206	92	106	120	23	56	25	20	58	17
第一種貯蔵所	19	3	1	2	3	1	3	2	-	2	2
第二種貯蔵所	93	20	14	12	10	3	7	2	5	13	7
特定高圧ガス消費者	46	8	3	4	4	2	3	2	3	12	5
容器検査所	33	9	-	7	6	1	1	2	1	6	-
<b>液化石油ガス関係計</b>	<b>717</b>	<b>122</b>	<b>114</b>	<b>110</b>	<b>102</b>	<b>9</b>	<b>74</b>	<b>34</b>	<b>44</b>	<b>73</b>	<b>35</b>
液化石油ガス販売事業者	152	31	23	23	21	-	18	5	10	14	7
保安機関	159	32	23	26	25	-	15	6	11	14	7
充てん事業者	9	1	-	-	4	1	-	1	-	2	-
特定液化石油ガス設備工事事業者	397	58	68	61	52	8	41	22	23	43	21

ガス関係申請・届出状況（平成28年度中）

（単位：件）

	総数	高圧法関係	液石法関係
<b>総数</b>	<b>1,045</b>	<b>408</b>	<b>637</b>
<b>許可関係計</b>	<b>42</b>	<b>27</b>	<b>15</b>
	高圧ガス製造許可申請書	-	液化石油ガス販売事業登録申請書 1
	高圧ガス製造施設等変更許可申請書	21	保安機関認定申請書 1
	第一種貯蔵所設置許可申請書	-	保安機関認定更新申請書 2
	第一種貯蔵所位置等変更許可申請書	1	一般消費者等の数の増加認可申請書 -
	容器検査所登録申請書	3	保安業務規程認可申請書 1
	容器検査所登録更新申請書	1	保安業務規程変更認可申請書 1
	高圧ガスの種類又は圧力変更申請書	1	液化石油ガス販売事業者認定申請書 -
			貯蔵施設等設置許可申請書 2
			貯蔵施設等変更許可申請書 -
			充てん設備許可申請 6
			充てん設備変更許可申請書 1
<b>検査関係計</b>	<b>55</b>	<b>42</b>	<b>13</b>
	製造施設完成検査申請書	21	貯蔵施設等完成検査申請書 3
	第一種貯蔵所完成検査申請書	1	充てん設備完成検査申請書 7
	保安検査申請書	20	充てん設備保安検査申請書 3
<b>届出関係計</b>	<b>948</b>	<b>339</b>	<b>609</b>
	高圧ガス製造事業届書	16	液化石油ガス販売事業登録簿謄本
	第一種製造事業承継届書	-	交付（閲覧）請求書 -
	第二種製造事業承継届書	1	登録行政庁変更届書 -
	高圧ガス製造施設軽微変更届書	11	液化石油ガス販売所等変更届書 37
	高圧ガス製造施設等変更届書	9	液化石油ガス販売事業承継届書（甲） -
	第一種貯蔵所承継届書	-	液化石油ガス販売事業承継届書（乙） -
	第二種貯蔵所設置届書	9	業務主任者等選任（解任）届書 39
	第一種貯蔵所軽微変更届書	1	液化石油ガス販売事業廃止届 4
	第二種貯蔵所位置等変更届書	3	一般消費者等の数の減少届書 -
	高圧ガス販売事業届書	45	認定行政庁変更届書 -
	高圧ガス販売事業承継届書	2	保安機関変更届書 12
	販売に係る高圧ガスの種類変更届書	10	保安機関承継届書（甲） -
	高圧ガス製造開始届書	-	保安機関承継届書（乙） -
	高圧ガス製造廃止届書	16	保安業務廃止届書 5
	貯蔵所廃止届書	3	認定液化石油ガス販売事業者状況報告書 -
	高圧ガス販売事業廃止届書	22	貯蔵施設等変更届書 1
	特定高圧ガス消費届書	1	貯蔵施設等完成検査受検届書 -
	特定高圧ガス消費者承継届書	-	貯蔵施設等完成検査報告書 -
	特定高圧ガス消費施設等変更届書	-	充てん設備変更届書 17
	特定高圧ガス消費廃止届書	-	充てん設備完成検査受検届書 -
	危害予防規程届書	3	充てん設備完成検査結果報告書 -
	高圧ガス保安統括者届書	5	充てん設備保安検査受検届書 19
	高圧ガス保安技術管理者等届書	7	充てん設備保安検査結果報告書 19
	高圧ガス販売主任者届書	58	液化石油ガス設備工事届書 41
	特定高圧ガス取扱主任者届書	4	特定液化石油ガス設備工事事業開始届書 22
	高圧ガス保安統括者代理者届書	8	特定液化石油ガス設備工事事業変更届書 120
	高圧ガス製造休止届書	1	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書 9
	高圧ガス保安協会保安検査受験届書	9	改善計画書 1
	指定保安機関保安検査受験届書	21	液化石油ガス販売事業報告 123
	保安検査結果報告書	34	保安業務実施状況報告 127
	事故届書	19	充てん事業報告 8
	冷凍保安責任者届書	1	その他 5
	冷凍保安責任者代理者届書	2	
	検査主任者届書	11	
	容器検査所廃止届書	1	
	その他	6	

ガス関係立入検査実施状況（平成28年度中）

（単位：件）

事業区分	総 数	高圧法関係								液石法関係					ガス用品・器具等関係		
		小計	第一種製造者	第二種製造者	高圧ガス販売業者	第一種貯蔵所	第二種貯蔵所	特定高圧ガス消費者	容器検査所	小計	液化石油ガス販売事業者	保安機関	充てん事業者	特定液化石油ガス設備工事事業者	小計	都市ガス用品の販売事業者	液化石油ガス器具等の販売事業者
実施件数	691	541	12	222	297	4	-	-	6	117	42	39	-	36	33	2	31

ガス関係事故発生状況（平成28年中）

事業区分	総 数	高圧法関係								液石法関係						
		小計	爆発	火災	噴出・漏えい	破裂・破壊	喪失・盗難	その他	小計	漏えい	漏えい爆発		漏えい火災	中毒・酸欠	その他	
											漏えい	爆発				
事故発生件数（件）	22	18	1	-	-	1	16	-	4	3	1	-	-	-	-	
人的被害（名）	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
死者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
重傷者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
軽傷者	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	